

自己点検・評価委員会規程

(設置)

第1条 本校に、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学校教育法施行規則第189条に基づき、本校の教育研究水準の向上に資するため、本校における教育及び研究組織、運営ならびに施設、設備等の状況について点検及び評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務部長
- (3) 各学年主任
- (4) 事務課長
- (5) 広報係長
- (6) 校長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は1年とし、4月1日に始まり3月31日に終わる。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、委員を補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、校長をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項の審議及び点検・評価を行う。

- (1) 自己点検・評価のあり方に関する基本的事項
- (2) 自己点検・評価項目及び評価基準の設定
- (3) 教育・研究・組織・管理運営の点検・評価に関する事項
- (4) その他本委員会において必要と認める事項及び結果の公表等。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(点検・評価結果の公表及び検証)

第8条 委員会は自己点検・評価の結果を公表するに当っては、公表の項目及び内容について、運営委員会の承認を得なければならない。

2 委員会は自己点検・評価の結果について、学校教育法施行規則第189条に基づいて、本校以外の第三者による認証評価を受けなければならない。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、教務において処置する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。